

○ 政策目標 11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策目標の内容及び目標設定の考え方	たばこ事業については、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）において、日本たばこ産業株式会社（以下「J T」といいます。）による製造独占や国産葉たばこの全量買取りについて定めるとともに、たばこの小売販売業については許可制、小売定価については認可制とすること等を通じて、流通秩序の維持等を図っており、同法の趣旨・目的を踏まえ、法令の運用等を図る必要があります。J Tについては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）の目的に沿った経営が確保されるよう、事業計画の認可等を行うなど、適切に監督を行っていく必要があります。 また、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）をはじめとするたばこに係る国際的な動向、喫煙と健康に関する意識の高まりや科学的知見の蓄積、たばこ産業の状況の変化等を踏まえ、たばこパッケージの注意文言表示やたばこ広告について、適切に規制していく必要があるほか、関係省庁とも連携しつつ、20歳未満の者の喫煙防止、受動喫煙対策など、たばこに係る様々な課題に対応する必要があります。 塩事業については、専売制から原則自由の市場構造に転換し、国の関与も必要最小限度のものとなっていますが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保及び我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩事業法（平成8年法律第39号）において、塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業を登録制としているほか、塩事業センターに対する認可等や、塩需給見通しの策定・公表等を行うこととされています。同法の趣旨・目的を踏まえ、法令の運用等を図ることを通じて、引き続き、良質な塩の安定的な供給等が確保されるよう、塩事業の適切な運営の確保に努めます。
---------------------------------	--

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政11-1-1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督

政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政11-1-1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督

取組内容

A たばこ事業法に基づき、製造たばこの小売定価の認可、小売販売業の許可、特定販売業及び卸売販売業の登録等を行っているほか、日本たばこ産業株式会社法に基づき、J Tの事業計画の認可等を行っています。また、たばこ事業法に基づき当局が行った処分に対する不服申立て及び訴訟への対応も行っています。

なお、製造たばこの小売販売業の許可に係る標準処理期間については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内としており、引き続き、標準処理期間内の処理の徹底に努めます。

これらの事務について、各財務（支）局等及び税関とも連携しつつ、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行います。

- B たばこ事業法においては、消費者に対し、製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促す等の観点から、たばこパッケージへの注意文言の表示を義務付けているほか、たばこ広告の制限を行っています。これら注意文言表示規制及び広告規制については、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、令和元年6月に省令等の改正を行ったところであり、これらの措置を円滑に実施しています。
- C 20歳未満の者の喫煙防止を推進する観点から、たばこの自動販売機を設置する場合には、平成20年7月から全国稼働している年齢識別機能付たばこ自動販売機（以下「年齢識別自販機」といいます。）の確実な導入を「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反があった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。また、年齢識別自販機が全国稼働して以降、20歳未満の者が対面販売によりたばこを購入する事例が増加したことから、警察庁及び財務省の連名により業界団体に対し、対面販売時における年齢確認の徹底を文書で要請しており、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）第5条違反として処罰された小売販売業者には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。さらに、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認等を行った上で販売することを「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反があった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。
- これらの事務について、引き続き、関係省庁等と連携しながら、20歳未満の者の喫煙防止を推進する観点から適切な施策の実施に努めていきます。
- なお、年齢識別自販機については、現行の方式に加え、令和8年3月のタスポ事業終了を見据えつつ、マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体等による同カードを活用した方式の開発・導入を引き続き検討していきます。
- D 東日本大震災その他の大規模災害等によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域における小売販売業の許可の取扱いについて必要な措置を講じており、引き続きその適切な実施に努めます。

定量的な測定指標

[主要] 政11-1-1-A-1：製造 たばこ小売販売業の 許可に係る標準処理 期間達成率 (単位：%)	年度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 目標値
	目標値	99.5以上	99.5以上	99.5以上	99.5以上	99.8以上
	実績値	99.9	99.9	100.0	N. A.	

(注) 令和3年度の実績値は、令和4年6月までに確定するため、令和3年度実績評価書に記載します。

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

(目標値の設定の根拠)

小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めることとしています。近年の実績値が継続して目標値を上回っていることを踏まえ、令和4年度においては目標値を99.8%に引き上げました。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組 (令和 4 年度目標) 注意文言表示規制や広告規制、受動喫煙対策等について、関係省庁とも連携しつつ、規制の見直しなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。 (目標の設定の根拠) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。
	〔主要〕 政11-1-1-B-2：20歳未満の者の喫煙防止に対する取組 (令和 4 年度目標) 20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。 (目標の設定の根拠) 20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。
	〔主要〕 政11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理 (令和 4 年度目標) 日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対する許認可等について、各財務(支)局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法等の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。 (目標の設定の根拠) 上記の取組を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。
	今回廃止した測定指標とその理由
	該当なし
	参考指標 ○参考指標 1 「小売販売業許可申請件数及び同許可件数」

施策	政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保
取組内容	A 塩事業については、平成14年4月以降、原則自由の市場構造に移行しましたが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保等のため、塩事業法において、塩製造業、塩特定販売業、塩卸売業を登録制としているほか、塩事業センターに対する認可等を行うこととされており、引き続き、法律の趣旨・目的を踏まえた運用等に努めます。塩の製造、特定販売及び卸売業の登録に係る標準処理期間については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内としており、引き続き、標準処理期間内の処理の徹底に努めます。 B 塩事業者等に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給等の安定を図る観点から、塩事業法第3条第1項の規定に基づき、塩の用途別需要見込数量及び供給見込数量について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給見通し」を策定し、官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。 また、「塩需給見通し」を補完するとともに、塩事業者等に対し必要な情報を提供する観

	点から、塩の需要量及び供給量の実績について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給実績」を策定し、財務省ウェブサイトに掲載します。 (参考) 財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/tab_salt/reference/index.html) C 災害の発生等の緊急時においても、塩事業法第31条に基づき、塩事業センターが保有する備蓄塩を供給するなど、必要に応じ、塩の安定的な供給の確保や塩事業の適切な運営の観点から対応を行います。
--	--

定量的な測定指標

[主要]	年度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 目標値
政11-1-2-A-1: 塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率 (単位: %)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	100.0	100.0	100.0	N. A.	

(注) 令和3年度の実績値は、令和4年6月までに確定するため、令和3年度実績評価書に記載します。

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

(目標値の設定の根拠)

塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。

[主要]	年度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 目標値
政11-1-2-A-2: 塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況	塩需給見通し (年1回)	○	○	○	○	○
	塩需給実績 (年1回)	○	○	○	○	○

(注) 「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。

(出所) 理財局総務課たばこ塩事業室調

(目標値の設定の根拠)

塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。

定性的な測定指標

[主要] 政11-1-2-B-1: 塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理
(令和4年度目標) 塩事業法の趣旨・目的に沿って、円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、各財務(支)局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録・届出に対する処理を行います。
(目標の設定の根拠) 上記の取組を通じて、塩事業の適切な運営を確保し、良質な塩の安定的な供給等を確保する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「塩製造業者等登録件数」

政策目標に係る予算額	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 当初	令和 4 年度行政事 業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	理財局総務課たばこ塩事業室	政策評価実施予定時期	令和 5 年 6 月
-------	---------------	------------	------------